

## 海田町町制施行70周年記念事業応援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町制施行70周年を契機として、住民団体等が実施する既存の地域活動・行事等に「70周年記念」の冠を付し、町民とともに祝意を広げる取組（以下「冠事業」という。）を支援することを目的として、海田町町制施行70周年記念事業応援金（以下「応援金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、海田町補助金等交付規則（平成7年海田町規則第1号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「住民団体等」とは、自治会、自主防災会、子ども会、老人クラブ、各種サークル、実行委員会、任意団体その他の町内で活動する団体をいう。

### (交付対象事業)

第3条 応援金の交付対象となる冠事業は、この要綱の施行の日から令和9年3月31日までの間に住民団体等が町制施行70周年を記念して自主的、主体的に取り組む事業で、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内で実施され、多くの町民の参加又は参画が見込まれるもの
- (2) 記念表示を適切に行い、70周年の機運醸成に資するもの
- (3) 事業実施年度以降も継続して「自走」による実施が見込めるもの
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利を目的としていないもの
- (5) 法令又は公序良俗に反しないもの
- (6) 次のアからキまでのいずれかに該当するもの

ア 地域資源を有効に活用し、郷土への愛着心を育む取組

イ 郷土の歴史、文化の伝承・発展に繋がる取組

ウ 町民の健康づくりに繋がる取組

エ 産業の発展に繋がる取組

オ 観光振興に繋がる取組

カ 地域振興に繋がる取組

キ その他町長の認めた取組

(7) 衛生、災害、事故防止等について十分配慮されているものであること。

(8) 前各号に掲げるほか、事業の趣旨に反しないもの

2 前項の規定にかかわらず、主催団体の構成員のみを対象とした事業等、特定の者で限定的に実施する事業は応援金の交付対象としない。

### (交付対象者)

第4条 応援金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する住民団体等とする。

- (1) 構成員に5人以上の町民を含む団体であること。
- (2) 町内に活動拠点を有し、又は町内で継続的に活動していること。

- (3) 団体の規約、会則その他これに準ずる定め又は代表者・会計責任者の設置が確認できること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと又は同条第6号に規定する暴力団員が活動に関与していないこと。

#### （交付対象経費）

第5条 この応援金の交付対象となる経費（以下、「交付対象経費」という。）は、冠事業に要した経費のうち、別表1の左欄に掲げるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱による応援金以外に補助その他金銭支援を受けている又は受ける見込みがある交付対象経費については、応援金の交付対象から除外する。

#### （応援金の額等）

第6条 応援金の額は、別表2に定める額を上限とする。この場合において、ガイドツアー等年間を通じて複数回実施する事業の来場者数は、当該年度内の延べ人数とする。

- 2 応援金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 同一の住民団体等に対する応援金の交付は、同一年度において1件を限度とする。

#### （申請手続）

第7条 応援金の交付を受けようとする住民団体等（以下「申請者」という。）は、原則として対象事業の実施日の30日前までに、町制施行70周年記念事業応援金交付申請書（別記様式第1号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

#### （交付決定等）

第8条 町長は、前条の申請を受理したときは、内容を審査の上、交付の可否及び交付額を決定し、海田町町制施行70周年記念事業応援金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知する。

- 2 前項の審査に当たり、必要に応じて連絡調整会議の組織をもって充てる審査会の審査に付することができる。
- 3 前項の審査会は、必要に応じて補助金申請団体関係者の出席を求めることができる。

#### （計画変更等）

第9条 申請者は、交付決定を受けた対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ海田町町制施行70周年記念事業応援金変更（中止）承認申請書（別記様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で町長が認めるものはこの限りでない。

#### （実績報告）

第10条 交付決定を受けた申請者は、対象事業が完了したときは、完了の日から30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、海田町町制施行70周年記念事業応援金実績報告書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（実施内容、参加者数、成果等）
- (2) 収支決算書（領収書の写し等を含む）
- (3) 記念表示の実施が分かる資料（写真、成果物等）

（応援金の額の確定及び交付）

第11条 町長は、前条の実績報告を受領したときは、内容を審査し、応援金の額を確定の上、海田町町制施行70周年記念事業応援金確定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知する。

2 応援金は、原則として事業完了後に交付する。ただし、町長が必要と認めるときは、概算払により交付することができる。申請者は、応援金の概算払による交付を受けようとするときは、海田町町制施行70周年記念事業応援金概算払交付請求書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

3 申請者は、応援金の交付を受けようとするときは、海田町町制施行70周年記念事業応援金請求書（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した応援金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 対象事業を実施せず、又は実施内容が申請した内容と著しく異なるとき。

（書類の整備等）

第13条 申請者は、対象事業に係る収支関係書類、領収書等を整備し、事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 町長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、書類の提出又は現地確認等を求めることができる。

（実施に関する条件）

第14条 申請者は、対象事業の周知及び実施に当たり、ポスター、チラシその他広報物において、別表3の例を参考に、町が指定する方法により記念表示を行わなければならない。

2 申請者は、対象事業について、町の広報（広報紙、ホームページ、SNS等）への掲載に協力するよう努めるものとする。

3 申請者は、町が広報目的で写真・成果物等を使用することについて、参加者の肖像権・個人情報保護に十分配慮した上で必要な同意を得なければならない。

附 則

この要綱は、令和8年6月3日から施行する。

別表1（第5条関係）

対象経費	対象外経費
1 会場使用料、備品・機材等の借上料 2 印刷製本費、広報物作成費（チラシ、ポスター、のぼり等） 3 消耗品費（工作材料、文具等） 4 保険料（傷害保険等） 5 講師等の謝金・旅費（社会通念上相当な範囲に限る）、業者への作業委託料 6 参加者への飲食物（弁当・飲料等社会通念上相当な範囲に限る。） 7 備品購入費（事業の目的達成上必要と認められるものに限る。）	1 団体の経常的運営に係る経費（事務所維持費、会費等） 2 飲食代のうち、懇親会等の飲酒を伴うもの又は参加者の私的消費と認められるもの 3 商品券、金券、記念品等の配布を主目的とする経費（参加賞又は商品として機運醸成に資するものは除く。） 4 人件費（交付対象者の労務の対価としての日当等） 5 備品購入費（交付対象者の備品整備、資産形成に該当するもの。） 6 その他町長が不相当と認める経費

別表2（第6条関係）

来場者数	応援金額（上限）	
	「町制施行70周年」を機に新たに実施する事業（新規事業）	既存の事業
30～50人程度	30千円	15千円
50～100人程度	50千円	25千円
100人程度	200千円	100千円

別表3（第14条関係）

<実施例：事業名への冠称の併記>

記載場所	記載例
事業名の冒頭	海田町町制施行70周年記念【冠事業名】
事業名の末尾	【冠事業名】（海田町町制施行70周年記念事業）

<実施例：記念ロゴと団体ロゴ（名）の併記>



<掲載方法>

項目	掲載方法
掲載場所	チラシ、ポスター等の広報物において、表面の視認しやすい位置（上部又は下部）に掲載すること。
サイズ・視認性	ロゴが判別できるサイズで掲載すること。背景色とのコントラストを確保し、ロゴが埋もれてしまわないよう配慮すること。
冠称の表記	事業名の冒頭又は末尾に「海田町町制施行70周年記念（事業）」と明記すること。
デジタル媒体	団体のウェブサイトやSNS等への記事掲載により周知を行う場合、投稿画像やヘッダー画像、本文内にロゴ画像を含めること。

別記

様式第1号（第7条関係）

海田町町制施行70周年記念事業応援金交付申請書

令和 年 月 日

海田町長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

次のとおり、海田町町制施行70周年記念事業応援金の交付を受けたいので、申請します。

1 応援金交付申請額 \_\_\_\_\_, 000円

2 添付書類

- (1) 海田町町制施行70周年記念事業計画書
- (2) 事業内容の分かる資料
- (3) 過去の事業内容の分かる書類（既存事業の拡大等の場合）
- (4) 団体規約、構成員名簿（自治会を除く）
- (5) その他必要書類

海田町町制施行70周年記念事業計画書

申請団体名			
連絡先		【担当者氏名】	
		【電話番号／メールアドレス】 ／	
1 事業 内容	(1) 事業名		
	(2) 事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業    / <input type="checkbox"/> 既存の事業	
	(3) 事業概要 (目的・内容等)	【概要】	
		【町制施行70周年を記念する特色】	
	(4) 実施期間		
	(5) 参加予定人数		
(6) 募集等広報の方法			
2 事業 費	項目 (交付対象のみ)	金額 (円)	内容
	合計	①	
	収入額 (入場料・参加費等)	②	
	申請額	, 000円 (①-②の千円未満切捨額)	
※ 上限あり。交付要綱別表2 (第6条関係) を参照のこと。			

様式第2号（第8条関係）

海田町町制施行70周年記念事業応援金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日

申請者 様

海田町長

決定日	
宛先（団体名）	
対象事業名	
交付決定額	円
交付条件	
備考	

様式第3号（第9条関係）

海田町町制施行70周年記念事業応援金変更（中止）承認申請書

令和 年 月 日

海田町長 様

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

申請団体名	
代表者 (役職・氏名)	
対象事業名	
変更又は中止の区分	
変更内容 (変更前・変更後)	
変更理由	
添付書類	

様式第4号（第10条関係）

海田町町制施行70周年記念事業応援金実績報告書

令和 年 月 日

海田町長 様

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

報告団体名	
代表者 (役職・氏名)	
対象事業名	
実施日・場所	
参加者数	
実施内容・成果	
収支決算（別紙）	別紙「収支決算書」のとおり。
記念表示の実施 (写真等添付)	

<実績報告書（様式第4号）別紙>

収支決算書

1 収入（単位：円）

区分	予算額	備考
自己資金		
本応援金		
合計額		

2 支出（単位：円）

区分	予算額	備考
交付対象経費		
	交付対象経費の合計額	
交付対象外経費		
	交付対象外経費の合計額	
合計額		

様式第5号（第11条関係）

海田町町制施行70周年記念事業応援金確定通知書

令和 年 月 日

申請者 様

海田町長

確定日	
宛先（団体名）	
対象事業名	
確定額	
備考	

様式第6号（第11条関係）

海田町町制施行70周年記念事業応援金概算払交付請求書

令和 年 月 日

海田町長 様

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

次のとおり、海田町町制施行70周年記念事業応援金交付要綱第11条第2号の規定により請求します。

請求日	
請求団体名	
代表者 (役職・氏名)	
請求金額	円
概算払交付請求の理由	
振込先金融機関	
口座種別・口座番号	
口座名義(カナ)	
添付書類 (通帳写し等)	

様式第7号（第11条関係）

海田町町制施行70周年記念事業応援金請求書

令和 年 月 日

海田町長 様

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

請求日	
請求団体名	
代表者 (役職・氏名)	
請求金額	円
振込先金融機関	
口座種別・口座番号	
口座名義 (カナ)	
添付書類 (通帳写し等)	